

## ○ 学校法人星薬科大学評議員報酬規程

(2020年4月1日制定)

(目的)

第1条 学校法人星薬科大学の評議員の報酬は、この規定により支給する。

(定義)

第2条 この規程において、報酬等とは、報酬及び手当その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。この評議員の報酬等には、職員の給与規程に基づくものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対しては、報酬等及び交通費を支給するものとする。

(報酬等の額の算定方法)

第4条 評議員に対する報酬等及び交通費の額は、別表1ないし別表3のとおりとする。  
但し、学内評議員には、手当及び交通費は支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬等の支給の時期は、次の各号のとおりとする。

- (1) 報酬 4月分から9月分までを9月25日に、10月分から3月分までを3月25日に支給する。  
新任、退任で6ヶ月に満たない場合は月割りで計算し、端数の日数は1ヶ月に切り上げる。退任した場合は翌月の25日に支給する。
- (2) 手当 毎月末締め、翌月の25日に、全額を支給する。
- (3) 交通費 毎月末締め、翌月の25日に、全額を支給する。
- (4) 本条第1号から第3号について、支給日が日曜日に当たるときは前々日とし、土曜日に当たるときは前日とし、その支給日が休日に当たるときは前日とする。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、理事会の議決により行う。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

別表1 報酬

役職名	報酬の額
評議員	月額 10,000円 (源泉徴収額込み)

別表2 手当

評議員会への出席 ※	日額 11,000円 (源泉徴収額込み)
上記の他, 法人業務のための勤務	日額 11,000円 (源泉徴収額込み)

※学外評議員に限る。

これらの用務が同日に発生した場合には, 手当1回分のみを支払う。

別表3 交通費

電車・バス、航空運賃等	自宅・本学までの往復交通費 (実費)
-------------	--------------------